

第7 その他環境汚染

1 悪臭公害

(1) 概要

悪臭は、人の嗅覚を刺激し、不快感や嫌悪感を与えるもので、感覚公害とも呼ばれています。平成23年度の悪臭に関する苦情件数は18件で、全体の約23%を占めています。（参照5 P 公害苦情件数）

悪臭公害は、近年環境問題に対する住民意識の変化や都市化に伴う住工混在が進む中で一層身近な問題となっています。また、悪臭物質は一般的に低濃度でも不快感を与えることや、複数の臭気物質の混合体として大気中に拡散することが多く、原因の特定や解決を難しくしています。

本市は、平成15年4月から特例市となったため、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に基づく悪臭原因物の排出を規制する地域の指定、規制基準の設定、公示、周辺市町村長の意見聴取、関係行政機関の長への協力要請等が県知事の権限から市長の権限に委譲されました。

悪臭防止法では、悪臭の原因となる物質について、敷地での濃度規制（22物質）、煙突その他気体排出口での排出量規制（13物質）及び排出水中の濃度規制（4物質）を行っています。

(2) 悪臭原因物の排出（漏出を含む。）を規制する地域

悪臭防止法第3条の規定に基づき、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物（特定悪臭物質を含む気体又は水、その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。）の排出（漏出を含む。）を規制する地域として、次の表の左欄に掲げる地域を指定（平成15年3月27日市告示第107号）するとともに、その地域を同表の右欄に掲げる地域に区分し、平成15年4月1日から適用しています。

指 定 地 域	地 域 の 区 分
市 の 全 域	一般地域 ・ 順応地域

順応地域は、主として工業の用に供されている地域その他悪臭に対する順応の見られる地域で、宝塚市では高司4・5丁目、新明和町、末成町の一部及び東洋町となっており、それ以外は一般地域です。

(3) 特定悪臭物質の規制基準

- 1) 悪臭防止法第4条の規定に基づき、悪臭原因物の排出（漏出を含む。）を規制する地域において、事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準を次の表の大気中の特定悪臭物質について、地域の区分に応じて、規制基準（許容限度）を次のように定め（平成15年3月27日市告示第108号）、平成15年4月1日から適用しています。

単位：p p m

地域の区分 特定悪臭物質名	順応地域	一般地域	A	B
アンモニア	5	1	○	
メチルメルカプタン	0 .01	0 .002		○
硫化水素	0 .2	0 .02	○	○
硫化メチル	0 .2	0 .01		○
二酸化メチル	0 .1	0 .009		○
トリメチルアミン	0 .07	0 .005	○	
アセトアルデヒド	0 .5	0 .05		
プロピオンアルデヒド	0 .5	0 .05	○	
ノルマルブチルアルデヒド	0 .08	0 .009	○	
イソブチルアルデヒド	0 .2	0 .02	○	
ノルマルバレルアルデヒド	0 .05	0 .009	○	
イソバレルアルデヒド	0 .01	0 .003	○	
イソブタノール	20	0 .9	○	
酢酸エチル	20	3	○	
メチルイソブチルケトン	6	1	○	
トルエン	60	10	○	
スチレン	2	0 .4		
キシレン	5	1	○	
プロピオン酸	0 .2	0 .03		
ノルマル酪酸	0 .006	0 .001		
ノルマル吉草酸	0 .004	0 .0009		
イソ吉草酸	0 .01	0 .001		

- 2) 煙突その他気体排出口での排出量規制は、上表のAの欄に○印のある特定有害物質13種類に適用されます。規制基準は、上表の規制基準に一定の算式を用い算出した数値を規制基準とします。
- 3) 排出水中の濃度規制は、上表のBの欄に○印のある特定有害物質4種類に適用されます。規制基準は上表の規制基準に一定の算式を用い算出した数値とします。ただし、メチルメルカプタンについては、算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002m g未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002m gとします。

2 酸性雨

酸性雨は、自動車の排気ガスや工場から出された汚染物質が大気中で硫酸や硝酸に変化し、これを取り込むことによってpHが低くなった雨です。一般的にはpH5.6以下の雨を酸性雨といます。酸性雨は湖沼等の酸性化による魚類の減少や森林の衰退、文化財（建物、屋外彫刻等）への影響が報告されています。酸性雨問題は、原因物質が風で運ばれるなど国境を越えて移動することから関係国が協力して取り組む必要があります。



